



春 夏 **秋** 冬

# 教員採用試験を終えて

”理想の追求は果てしなく”

地獄のような灼熱の夏もやっと終わったかと思ったらもう朝晩は肌寒く、すぐに秋の気配です(笑)  
暑い夏の年の冬は鬼のように雪が降るといふ都市伝説もあり、早くも除雪の不安が募りますね。

さて、そんなこの夏は、私事ですが教員採用試験がありました。

実は、公立高校の定年が来年度61歳になり、その後2年毎に65歳まで引き上げられることにより、今年59歳の私は「ゴールデンエイジ」として、間一髪受験可能となった？はずでしたが、北海道、札幌の試験はまさかの延長なしで撃沈。

さらに出身地京都やその他の大部分の自治体も同じ扱いで不戦敗の絶体絶命の危機でしたが、なんとか東京都と奈良県でやっと60歳採用までの年齢(59歳)が対象なのを見つけ、受験しました。

それにしても、法律が変わったのに、年齢条件を見直してないのは、明らかに誤りだと思います。

まあ、それはさて置き、結果はというと見事？不合格となり、私の夏はあっけなく終わりました。

そこまではいい経験として、人生の1ページを設けられたことに満足ですが、ここで終わらないのが大事で、本来の目的である通信制、単位制高校に対してリクエストを出し、現在1校からオファーがあり、年3回くらいのスクーリング時期に、臨時非常勤として授業や採点、学習相談等の業務を行います。

あと1校選考中になっており、時間の許す限り、できるだけのことをやりたいと思います。

とかく現在社会では、IT化、AI化として、人間の役割が次々と機械に置き換わり、本来の最も大切な領域である感性や合理性によって臨機応変に判断するという能力が急速に失われつつあり、これは人類の危機ともいえる致命的な事態と言えます。

そんな中で、感受性の高い子どもほど、周囲の状況に合わせられず、かといって自我(自論)が未成熟の段階では自己実現が持てずに戸惑い、悩み、不安になり、不登校や引きこもりに陥ることが絶えないのではないのでしょうか。

それは、人によって「潜伏期間」が違い、大学生、社会人になってから「発症」することもあり、共通することは子ども時代から自己承認が持てない状態にあります。

このままでは、ますます「ニセ者」や「無能者」だけがはびこる社会となり、それは業務に重大な影響を及び、人類の福祉も社会の正義も実現しない「この世の終わり」を迎えることになりかねません。

いずれは私の命も尽き、役割を終えたとしても、これから生きる人のためにはその「希望の灯」を消すことは決してあってはならないのです。

私は、そのカギは今社会に矛盾を感じ、生きにくさに苦しんでいる人の中にあると信じています。

そのために、1人でも多く、少しでも多く、この現実の評価と生きる術を与えていけたらと願っています。

成功とは、命ある限り理想の追求を続けること。それが生きる目的なのだから。

拡大版

\*許可転載

きょうどう経営研究会 <http://www.kyodo-keiei.co.jp>

令和5年 第3号

## かくしん労務

「課題解決と要望実現」  
一筋で労務管理をリード

西田 労務 経営 事務所  
〒003-0021  
札幌市白石区栄通7丁目1-10-305  
TEL 011-598-9203・FAX 011-598-9206  
mail: sapporo@kyodo-keiei.co.jp

社会保険労務士 西田 雄二  
労働保険事務組合北海道経営者協会

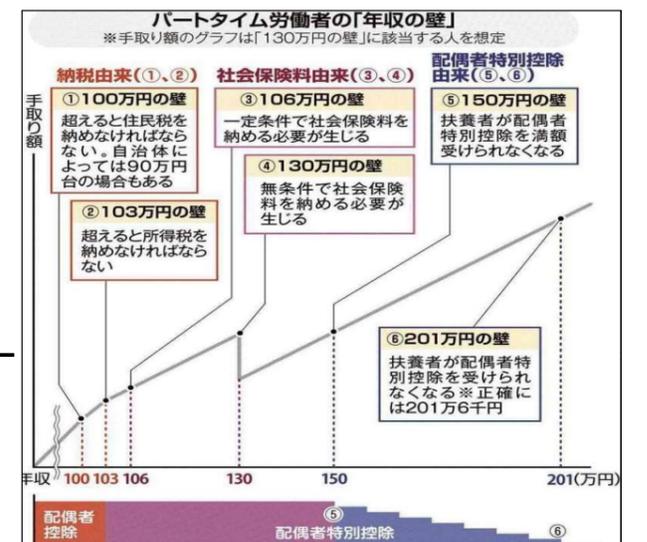
## 年収の壁について

100万円・103万円・106万円・130万円で何が変わる？



### 年収の壁による問題

パートやアルバイトで働く方は、「年収の壁」により収入を増やしても手取りが減るといふ『手取りの逆転現象』が起き、それにより『就業控え』をし、結果として『企業の人材不足』となります。  
今回はこうした年収の壁を見ていきます。



### ① 100万円の壁

100万円の壁とは住民税に関する基準のことであり、パート・アルバイトで1月～12月の収入が100万円を超えると一般的に住民税が徴収されることとなります。

「一般的に」と言ったのは、自治体によっては100万円以下でも住民税が徴収されることがあるためですが、札幌市を含むほとんどの市町村では100万円が基準となります。  
金額は自治体によって異なりますが、収入が101万円程度で約7～8,000円程度です。(次ページに続く)



### お知らせ



#### 1. 社会保険料変更のお知らせ

社会保険料の新保険料は9月(10月支給給与)から変更されますのでご注意ください。  
該当顧問先様には変更のお知らせを同封いたしますのでご確認ください。

#### 2. 2期・3期労働保険料のお知らせ

労働保険事務組合に加入されております事業主様におかれましては、2期・3期労働保険料のお知らせを同封しておりますので、ご確認ください。

#### 3. 最低賃金に変更されます(本誌作成時点でまだ確定されていません)

厚生労働省より、2023年10月から変更となる最低賃金の目安が発表されました。  
主な都道府県の最低賃金見込みは以下のようになりますので、10月分の給与計算の際はご注意ください。

北海道	960円	40円引上げ	2023年10月1日から
東京	1113円	41円引上げ	2023年10月1日から
大阪	1064円	41円引上げ	2023年10月1日から



## ②103万円の壁

103万円の壁とは所得税に関する基準のことであり、パート・アルバイトにより1月～12月の収入が103万円を超えると、所得税が徴収されることとなります。

こちらは住民税とは異なり全国一律の制度となっており、自治体による差異はありません。

また、収入が103万円未満であれば両親や配偶者の税法上の扶養に入ることができ、当該両親や配偶者は所得税の優遇を受けることができます。

## ③106万円の壁

106万円の壁とは社会保険に関する基準のことであり、**従業員数101人以上の企業**でパート・アルバイトによる収入が年間106万円を超えることとなった場合、ご自身で社会保険に加入することとなります。

社会保険の扶養に入っていた方であっても、ご自身で社会保険に加入した場合は扶養から抜け、社会保険料を負担することとなります。

住民税や所得税では「1月～12月の収入」で判断するのに対し、社会保険では「今後1年間の収入」で判断することとなります。

そのため、年間で106万円未満の収入であった方が「時給の増加」や「勤務時間の増加」などの労働条件の変更により、**月収88,000円**（106万円÷12か月＝約88,000円）を超えることとなった場合、その変更日から社会保険に加入することとなります。

## ④130万円の壁

130万円の壁とは社会保険の扶養に入る際の基準のことであり、パート・アルバイトによる収入が年間130万円未満である場合、配偶者や両親の社会保険の扶養に入ることができます。

社会保険の扶養に入った場合、医療保険の保険料が掛からず、配偶者の場合は国民年金の保険料も免除されることとなります。

130万円にはパート・アルバイト収入の他、年金や失業保険なども収入に含めます。

106万円の壁と同様、130万円も今後1年間の収入で判断するため、直近1年間で130万円以上の収入があった方でも、退職すると収入がなくなるため、社会保険の扶養に入ることができます。

ただし、失業保険を受給する場合で、失業保険の受給額が年間130万円を超える金額である場合には扶養に入ることができません。

扶養の種類	まとめ	
①税法上の扶養 扶養家族の数によって税法上の優遇を受けられる 1月～12月の収入によって判断	年収	適用となる制度
	100万円超	住民税の課税
②社会保険の扶養 扶養に入った方は医療保険の保険料が掛からない 今後1年間の収入によって判断	103万円超	所得税の課税
	106万円以上	社会保険への加入 ※101人以上の企業のみ
	130万円以上	扶養から脱退

8月31日から開始

※申請期限：2024（令和6）年1月31日  
（事業完了期限：2024（令和6）年2月28日）

# 業務改善助成金の制度が拡充されます！

対象事業場拡大、助成率区分見直し、賃金引き上げ後の申請が可能に

## 業務改善助成金とは

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金  
引き上げの計画



設備投資等の計画  
機械設備、コンサルティング、  
人材育成・教育訓練など

計画の承認  
と実施

設備投資等の費用  
の一部を助成

## 拡充のポイント

### ①対象事業場の拡大

対象事業場：  
事業場内最低賃金と地域別  
最低賃金の差額が  
**30円以内**の事業場

例：地域別最低賃金が920円の  
地域において

事業場内最低賃金が  
**955円**（差額35円）  
の工場

対象外

拡充後

対象事業場：  
事業場内最低賃金と地域別  
最低賃金の差額が  
**50円以内**の事業場

（先ほどの例）  
事業場内最低賃金が  
**955円**の工場

対象に！

差額が50円以内に拡大され  
たので、助成金が受けられる  
ようになりました

### ②賃金引き上げ後の申請

必要な手続き：  
事前に以下2つの計画を提出  
・賃金引き上げ計画  
・事業実施計画（設備投資  
等の計画）

事業実施計画 賃上げ計画  
を提出し、計画の  
審査を受けます。

（審査の上、交付決定を受けたら）  
・計画に基づく賃上げの実施  
・計画に基づく設備投資等の実施

拡充後

＜対象＞  
事業場規模50人未満のみ  
2023年4月1日から12月31日  
までに賃金引き上げを実施して  
いれば、賃金引き上げ計画の提出  
は不要となりました

以下の書類の提出は必要です  
・賃金引き上げ結果  
・事業実施計画（設備投資等の  
計画）

事業実施計画 賃上げ結果

### ③助成率区分の見直し

事業場内 最低賃金額	助成率
870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5 (9/10)
920円以上	3/4 (4/5)

（）内は生産性要件を満たした事業場の場合

拡充後

事業場内 最低賃金額	助成率
900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5 (9/10)
950円以上	3/4 (4/5)

（）内は生産性要件を満たした事業場の場合

## 助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画  
などを事業場所在地を管轄  
する都道府県労働局に提出

審査・  
交付決定

交付決定後、提出  
した計画に沿って  
事業実施

労働局に事業実施  
結果を報告

審査  
支給

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です

今回の最低賃金引き上げに関連する助成金をご紹介します。  
最低賃金改定により賃金を引き上げ、設備投資をする場合には活用できる  
可能性がありますので弊社担当者までお問合せ下さい。

